

第十五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を
次のように改正する。

第八条第一号中「第三十九条第三項」を「第三十九条第五項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）において地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）が改正され、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。